

## 第148回 石川県都市計画審議会議事録

平成20年10月10日(金) 10時00分から  
石川県庁舎 11階 「1109会議室」

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から、第148回石川県都市計画審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして植田土木部長からご挨拶を申し上げます。

部長： 本日は大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜りましてどうもありがとうございます。皆様ご承知のとおり、7月28日に浅野川で大変大きな水害がございました。これは1時間に138ミリという大変な雨でありまして、かつて経験したことないような急激な水位の上昇ということであったわけですが、一方で、この都市計画行政という点から考えましても、交通の円滑化でありますとか、市街地の活性化ということに加えて、今後は災害に強いまちづくりと言う観点からもしっかりと取り組んでいく必要があるなというところを痛感したところでございます。そういった点でも今後、いろいろ勉強していきたいと思っておりますので、またご指導をよろしくお願いしたいと思っております。

前回の審議会でご審議を頂いておりました「景観総合条例」が、7月に議会の議決を経まして公布されました。施行は年明けの1月1日ということになっておりますけれども、それに向けて、県民の皆様の周知を頂くためのいろいろな取り組みを展開しておりますが、特に今後、平成26年に新幹線が開業されるということもございます。さらに石川のまちなみの魅力をアップするという点からは、無電柱化をしっかりと進めていく必要があると考えておりますので、これについても、都市計画審議会の中でもいろいろとご指導を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日ご用意いたしました案件といたしましては、全部で7件ということでございますが、1つは金沢市の風致地区の関係、それと都市計画道路の関係が4件ございます。また、能美市の公園の関係が1件ということで計6件、加えて、この都市計画審議会の下に新たに専門委員会を設置したいと考えております。専門委員会でご議論いただく内容といたしましては、市町村合併に伴う今後の都市計画の問題、特に線引きをどう考えていくのかと、そういったようなことを専門的にご議論していただければどうかと考えておりました。またこれにつきましても後ほどご議論をいただきたいと思っております。

どうか、本日大変お忙しい中ではございますが、皆様方のご指導を頂けるようお願い申し上げます。ご挨拶ということにさせていただきます。どう

ぞよろしくお願いいいたします。

事務局： 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第、A 4 サイズで1枚でございます。議案書がA 4の冊子になっております。それと、議案書別添資料としまして、1、2、3、A 4で3枚でございます。資料4、都市計画決定案件市町決定一覧表、A 3及びA 4の2枚でございます。資料5といたしまして、議案に伴う意見書の提出状況、A 4、1枚、そのほかに能登半島まちづくりシンポジウム in 和倉の案内のチラシをお配りしております。

何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。

それでは、前回3月21日に開催しました審議会以降の委員の異動につきまして、ご報告申し上げます。議案書の1ページから3ページをご覧ください。関係行政機関委員におかれましては、人事異動に伴いまして北陸農政局長の黒木幾雄様から内村重昭様に替わられました。臨時委員におかれましては、人事異動に伴いまして近畿中部防衛局長の米岡修一様から増田慎吾様に、中部経済産業局長の大辻義弘様から長尾尚人様に、北陸信越運輸局長の有野一馬様から後藤靖子様に、石川県警察本部長の谷直樹様から宮園司史様に替わられました。

以上、委員の交代についてご報告いたします。

なお、本日の審議会には、出席を依頼いたしました委員23名中、15名の委員の方々にご出席いただいておりますことをご報告いたします。

これより、川上会長に議事進行をお願いいたします。

会 長： 本日は、委員の皆様にはご多用中のところご出席き、誠にありがとうございます。

只今、事務局から報告いただいたように、ただいま、出席依頼委員23名中現在15名ということで、半数以上のご出席をいただいております。従って、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、高山委員と坂元委員に、お願いいいたします。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

事務局： それでは、議案書の4ページをご覧ください。前回の第147回審議会の結果について、ご報告いたします。

前回、承認する旨答申のありました、「金沢都市計画区域の変更」、「金沢都市計画区域区分の変更」、「松任都市計画区域区分の変更」、「小松能美都市計画区域区分の変更」、「金沢都市計画臨港地区の変更」につきまして5月16日に、また、「穴水都市計画道路の変更」、「金沢都市計画道

路の変更」、「小松能美都市計画道路の変更」、「加賀都市計画道路の変更」につきましては、4月11日に都市計画変更の県告示がなされました。また、「輪島都市計画区域内の用途地域が定められていない区域における容積率等の指定の変更」につきましては、4月22日に建築基準法の規定による県告示がなされたことをご報告いたします。

同じく、前回承認する旨の答申のありました「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」につきましては、4月17日に建築基準法51条の規定による許可がなされたことを、ご報告いたします。以上でございます。

会 長： 次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第1494号「輪島都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 議第1494号「輪島都市計画道路の変更について」をご説明致します。議案書は7ページ、図面は9ページ、になりますが、スクリーンで説明します。

まず最初に都市計画道路の見直しの背景、県・市の取り組み、地元合意形成の経緯について説明させていただきます。こちらのスクリーンをご覧ください。

本県全体の都市計画道路の平成19年3月時点の整備状況は、整備済みが約54%、未整備が約34%、そのうち都市計画決定以来20年以上未着手となっている、いわゆる「長期未着手道路」につきましては、全体の約19.5%、延長で206km程存在しています。

見直しの背景・必要性につきましては、近年の人口減少や、少子高齢化の進行など社会情勢の変化とともに、歴史的街並みの保全や土地利用の変化など、都市計画道路自体の必要性が変化または低下してきています。このため、長期未着手となっている都市計画道路についての見直しが必要となっており、全国的にも同様の取り組みが行われております。

本県では、平成15年に県が「石川県の都市計画道路見直しガイドライン」を策定し、県内の各市町に見直しに取り組むようお願いしております。平成18年度には、金沢市で見直しを行い都市計画の変更を行いました。また、現在、今回の輪島市の他に、小松市、かほく市で見直しに取り組んでおります。

次に、輪島市での取り組みを説明します。輪島市では、平成17年度より見直し作業に着手し、平成19年には、輪島市都市計画道路再編計画検討委員会も設置いたしまして、3回の議論をいただき、平成20年2月に見直し素案を取りまとめました。その後、本年4月から7月にまでパブリックコメントによる意見募集や、対象路線の住民に対する説明会を開催し、その結果

を踏まえて、今回の見直し案としております。

今回の都市計画変更につきましては、県の審議会で決定するもので、2路線約1.4km、市の決定する路線で1路線約0.5kmの合わせて3路線、約1.9kmについて、都市計画道路を廃止する内容となっております。

それでは各路線の変更についてご説明いたします。輪島の都市計画道路網の図です。

まず「鳳至町通り線」についてご説明いたします。こちらが国道249号、緑色のこちらが七尾輪島線、輪島浦上線等県道でございます。また、こちらが輪島市役所、こちらが朝市通りになります。鳳至町通り線は、昭和14年に決定されまして、69年経過しております。輪島市下町から畠田町を結ぶ延長約1,030mの幹線道路で、今回、青色で示す下町から稲荷町の約750mの区間を廃止するものです。

次に「鳳至町河井町線」は、同じく昭和14年に決定され、鳳至町から「いろは橋」を経て河井町に至る延長670mの道路であります。今回は、青色で示す全区間について廃止するものであります。

鳳至町通り線の詳細な説明を行います。平面図になります。本路線については、沿道周辺が、輪島特有の古くからの塗師屋、輪島塗の工房兼住宅の佇まいが残る地区であり、市指定のまちなみ景観保全区域にも指定されております。当該道路は、現状で道路幅が7mあって交通処理上問題は少なく、計画幅の11mに拡幅にすると、沿道の建物が支障となり、良好な街並み景観に与える影響が大きいこと、また、現在の道路7m及び、並行して幅7~8m程度の県道、市道があり、防災上の代替機能も確保されていると判断しております。そういうことから当該区間750mについて、主に景観保全の観点から廃止を行うものです。また、残る280mの区間については、現道幅が5m程度と狭く、順次拡幅を行っていることから、今回、継続区間とし、車線数が定められていないため、2車線を決定するものです。

次に鳳至町河井町線の平面図になります。こちらに示します330mの区間につきましては、現在道路幅が7mあり、沿道周辺が同じようにまちなみ景観保全区域を一部通過します。拡幅により、街並み景観に与える影響が大きいことから、廃止を行うものであります。また、「いろは橋」を渡りまして河井側の340mの区間については、現在一部未整備で、密集した住宅地を横断する計画で、このまま整備すると、大きな街並みの改変や分断により、コミュニティーの喪失が懸念されること、さらに、現道及び平行して代替え道路があるため、廃止を行うものであります。

こちらが鳳至町通り線の現況写真になります。沿道には、歴史的な建物がああり、道路は修景整備がされており、美しい街並み景観が創出されています。

もう一枚は鳳至町河井町線で、現在の計画は赤色で細い線でわかりにくいのですが、現在道路がございすが、右側の方に計画が入っておりまして、こちらの建物自体が大きく支障となるということで、今回廃止するものでご

ざいます。

以上が、輪島都市計画道路の長期未着手見直しに伴う変更内容の説明でございます。

なお、本案につきましては、平成20年9月9日より9月24日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特にございませんでしょうか。

私から意見を申し上げたいのですが、只今の提案はよろしいと思うのですが、この地区は木造の住宅が密集している市街地で、道路も今言われた道路の以外の所は非常に狭いですよね。住環境上の問題は依然としてかなり大きいと思いますし、能登半島地震の時には、幸い火災の発生はありませんでしたが、そういう防災的な問題もたくさんあると思います。すでに輪島市で取り組まれつつあるかと思うのですが、今後、そういう問題を別途、取り組む必要があるのかと考えていますので、そういった形で進めていただければ幸いです。

事務局： 会長の方からご意見ありましたが、能登半島地震後に防災の計画作り等、現地で進めていると聞いております。本日、輪島市の都市整備課が来ておりますので、説明していただいてもよろしいでしょうか。

会 長： はい、お願いします。

輪島市都市整備課長： 輪島市の都市整備課長をしております坂口と申します。少し、お話しさせていただきます。

現在、地震後、地元のまちづくり協議会とともに連携しながら、住宅密集地の防災上の問題、対応とか、それから住環境の改善を今現在検討しているところでございます。所有者の意向調査とか地区の課題分析を現在行っておりまして、この地区に関しましては、まちなみ環境整備事業という事業を現在行っている最中でありまして。それと、今後、復興まちづくり総合支援事業という事業の中で、空き家や空き地の対策、それから密集地につきましては、もう少し踏み込んで、3項道路、街並み誘導型地区計画ということなども含めて検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

会 長： ありがとうございます。他にご質問などはございませんでしょうか。

それでは、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第1495号「金沢都市計画風致地区の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議第 1 4 9 5 号「金沢都市計画風致地区の変更について」ご説明致します。  
お手元の議案書は、11ページから14ページですが、こちらのスクリーン  
をご覧ください。

風致地区とは、樹木や樹林地などを保全し、都市内の自然や庭園の風致を  
維持するために指定する地区です。風致地区の指定により、建築物の建築や  
宅地の造成等を行う場合に、行政庁の許可が必要となり、建築物の高さ、建  
ぺい率や壁面の道路からの後退距離、緑地率などの規制がかかることとなり  
ます。ちなみに、県内には現在、金沢市、七尾市及び加賀市の3市に12地  
区、約2,350haの風致地区があります。

そして、金沢市には、スクリーンのとおり、兼六園や金沢城公園などを含  
む「中央風致地区」、「浅野川」、「犀川」や「小立野台」の河川敷や斜面  
緑地の保全を目的とした地区、そして「卯辰山」、「南部丘陵」や今回の変  
更地区である「東部丘陵」などの都市の丘陵地区の合計7地区の風致地区が  
あります。

次に今回の変更地区について、ご説明いたします。JR北陸本線、北陸自  
動車道、金沢東IC、金沢森本IC、国道359号、都市計画道路今町鈴見  
線、金沢東部環状道路、都市計画道路千木神谷内線（仮称）神谷内IC予定  
地でございます。

「東部丘陵風致地区」は、金沢の東部に広がる丘陵地で、金沢の後背地と  
して良好な都市景観を形成し、落ち着いた風情を醸成する丘陵地区として、  
昭和46年に都市計画決定された地区です。

今回の変更は、山側環状のうち国が行っている金沢東部環状道路のインタ  
ーチェンジの整備に伴い、一部斜面緑地の形状が変更されたため、風致地区  
の一部約0.1haを地区から除外するものです。具体的には、スクリーンの  
とおり、道路築造に伴い地形が変更され、風致の維持に必要な斜面緑地が  
後退し、地区の境界である法尻が移動したものであります。これは現地の写  
真ですが、工事により、地形が変更された様子が伺えると思います。なお、  
当該地区の除外により、「東部丘陵風致地区」の面積は、約358.7haか  
ら約358.6haとなります。

以上が、金沢都市計画風致地区の変更内容です。

なお、説明会を開催した上で、8月15日から8月29日の期間、都市計  
画（案）を縦覧致しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上で  
ございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。  
次に、議案第1496号「金沢都市計画道路の変更について」を上程しま

す。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議第1496号「金沢都市計画道路の変更について」をご説明致します。議案書は15ページ、図面17ページになります。臨港線の変更であります。こちらのスクリーンをご覧ください。

こちらの図で、紫色が国道8号、橙色が北陸自動車道、JR北陸本線はこちらになります。黄色が能登有料道路、緑色が金沢外環状道路海側幹線です。今出ます赤色が今回変更でございます臨港線でございます。その他の県道は緑色でございます。

臨港線は、金沢市の専光寺町から湊3丁目までの金沢港の各ふ頭用地を結ぶ延長約10.8kmの主要幹線道路でございます。臨海部に立地する工場等への物流支援など重要な役割を持つ道路でございます。

今回の案件は、本路線の終点部、河北潟寄りの所ですが、終点部から約180mの区間について廃止を行うものでございます。変更部分の拡大図をご覧ください。臨港線は、金沢港側から市道、ここがございます潟津6号湊1丁目7号という市道の交差点の部分までは、周辺の工業系土地利用を支援する物流ネットワーク区間のため25mで整備済みでございます、残る終点までの180mにつきましては、現在2車線となっております。

当該区間につきましては、当初計画決定時の港湾計画の図面でございますが、左側当初決定時の港湾計画では道路北側全体に木材埠頭用地が計画されてございました。そのため、4車線の道路計画となっておりますが、近年の木材需要の減少を受けた港湾計画の見直しが行なわれまして、木材ふ頭用地を縮小いたしまして、緑地や工業用地に土地利用が変更されております。これら土地利用の変化を踏まえまして、当該区間につきましては、現状の2車線の道路で十分対応できるため、今回この区間の廃止を行うものでございます。

また、今回の変更と併せ、残りの区間について車線数を4車線に決定いたします。

こちらが現地の写真になります。25mで整備された区間から残りの区間、今回変更の区間を臨んだ写真でございます。少し右側のところに2車線の道路がございます。沿道には工場等が立地しております。

以上が、臨港線の変更内容の説明でございます。

なお、この変更案につきましては、地元での説明を行った上、平成20年8月15日より8月29日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

会 長： 特にご意見ないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第1497号「松任都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議案書19ページ、図面は21ページと23ページになりますが、こちらのスクリーンでご説明いたします。

福正寺竹松線、北安田千代野線の変更でございます。こちらのスクリーンをご覧ください。

この図で、紫色が国道8号、緑色が整備中の金沢外環状道路海側幹線でございます、こちらが県道松任美川線とその他の県道でございます。今出ましたJR北陸本線、松任駅がございます、今水色で出ましたものが北陸新幹線でございます、こちらが白山の総合車輛基地の位置でございます。赤色で示しますこちらが、変更となる福正寺竹松線で、野々市や金沢への連絡機能をもつ幹線道路であり、市街地の環状機能も有しています。また、こちらが北安田千代野線でございます。また、成千代野線、これは白山市決定でございます成千代野線がございます、千代野ニュータウンや松任北安田の土地区画整理区域と市の中心部を結ぶ機能を担っております。

今回の変更につきましては、北陸新幹線白山総合車輛基地への新幹線の回送線の建設に伴いまして、既存の跨線橋、在来線を越える陸橋ですが、跨線橋が支障となることから変更を行うものでございます。

変更部分の平面図でございます。福正寺竹松線の方から説明いたします。今回の区間は、JR北陸本線を超える延長約880mの区間でございまして、ここにある成跨線橋が新幹線の回送線の支障になることから、鉄道との交差形式を現状の高架橋形式から、下を潜るアンダー形式に変更するとともに、現道を活かしながら仕事をするために、道路位置を西側に変更するものでございます。また、鉄道を挟む南北地域の円滑な歩行者動線及び安全性の確保のために、現在、歩道がついてございませんが、この変更で片側歩道を設ける計画といたしております。そのため道路の幅を8mから10.5mに変更するものでございます。

福正寺竹松線の横断図でございます。上が当初計画、現在の陸橋の構造でございます。8mでございます。2車線です。下が変更して、下を潜るトンネルと言いますかボックス状の中に道路が潜る形式でございまして、右側のほうに2.5mの歩道がついてございます。歩道は、住宅が立地している東側に設けるものとします。

次に、道路の高さの図でございまして、少しわかりにくいですが、この青線が現況でございまして、現在こういう形で車が移動しております。在来線を越えています。赤色が変更後でございます。下を潜ります。新幹線本線が上のほうにございまして、その下に回送線、新幹線本線から車両基地に下りてくる回送線がございます。この図でおわかりになりますように、回送線が現在の道路と支障となるということで変更するものでございます。



次に、もう一路線、北安田千代野線の変更につきましては、これも北陸新幹線の建設に伴いまして、現在接続している市道の成蕪城小学校線がございます、これもアンダー形式に変更する必要がございます、その結果、当該路線とのすりつけの関係で位置が少し変わるものでございます。また、この図で、今出ますけれども、ピンク色で出ますこの路線は白山市決定の成千代野線でございますけれども、この起点の320mにつきましては、当初想定していた土地利用が今後見込めないことが明らかとなったため、この区間を今回併せて廃止いたします。それとともに市街地と千代野・北安田地区を結ぶ道路ネットワークとして、現況の成蕪城小学校線を都市計画道路に新たに位置づけまして、計画を変更するものでございます。

この図で、青色が今回削除する区域、赤色が追加する区域となります。

イメージパースを見ていただきます。福正寺竹松線について山側から海側を望んだ完成後でございます。このように上のほう、向こうに見えるのが新幹線の本線でございます。それと在来線、回送線の下を潜るような道路になっております。

写真を見ていただきます。現在の成跨線橋でございます。右側が山側、左側が海側で、その下にJR北陸本線が通っております。次に成跨線橋自体を道路のほうから見た写真でございます、現状上のほうに、橋の部分につきましては歩道がございません。

以上が、福正寺竹松線、北安田千代野線の説明でございます。なお、福正寺竹松線等につきましては、今回の都市計画変更を行った後に、鉄道運輸機構が用地買収等を進め、平成23年度末までには付け替え工事を概ね完成させる予定であると聞いております。

また、この変更案につきましては、地元の説明を行った上、平成20年9月16日より9月30日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出は、ございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委 員： 一点だけお尋ねしたいんですけど、アンダーパスにされるということで、先日の豪雨のようなときの冠水対策はどのようにされているんでしょうか。いろんな地区でこういうアンダーパス、かなりチェックが入ったかなと思うんですね。おそらく、設計上、水がつかないような工夫がされてるんだろうと思いますけど、その点ご説明お願いしたいと思います。

会 長： はい、じゃお願いします。

事務局： 現在、今年度、詳細設計をやっている最中でございます、当然、委員ご

指摘のように降雨時に冠水しないようなポンプの能力とかですね、水を溜めるスペースの大きさとかですね、その辺りも、そういったものを踏まえて設計しているところをごさいますて、不足のないような形で設計を進めていただくようまたお願いしておきます。

委員： はい、わかりました。

会長： オーバーからアンダーということで景観的にはそちらのほうがよろしいと思うんですけど、片側歩道の部分が暗いトンネル状になる部分がどうしても出てきますので、防犯的な計画デザインについても十分詰めていただければと思います。

事務局： 照明計画についても、当然そういった防犯上の配慮をした上での必要な照明量を決定していくということになっております。

会長： 他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

会長： 特にないようでしたら、本案はご承認いただいたものとします。  
次に、議案第1498号「鶴来都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書につきましては25ページと図面が27ページになります。鶴来都市計画西裏線、西鶴線、国道157号鶴来バイパスである金沢鶴来線の3路線の変更でございます。スクリーンをご覧ください。

紫色が、国道157号鶴来バイパスでございます、都市計画道路金沢鶴来線、緑色が県道の小松鶴来線でございます、手取川に天狗橋が架かってございます。こちらが県道の松任鶴来線、その他の県道でございます。また、黒の点線が北陸鉄道の石川線でございます。

今回の変更につきましては、赤色で今出ます西裏線、延長短いですけど西裏線、西鶴線、金沢鶴来線鶴来バイパスであります。手取川に架かる天狗橋の架け替え計画に伴いまして、これら3路線の一部区域の変更するもでございます。

変更部分の平面図、拡大図でございます。天狗橋につきましては、昭和30年架設で老朽化が進んでいることや、幅が6mと狭くて歩道もございません。大型車同士のすれ違いにも支障をきたしております。そういうことから架替えが必要となっております。現在、一部下部工に着手しております。このため、現在の橋を利用しながら、下流側に新しい橋、ピンクで出ましたけど、そういう計画になっておりまして、国道157号鶴来バイパスとの交差点位置が変更となります。その関係で西裏線及び金沢鶴来線の隅切りな

ど、一部区域の変更を行うものでございます。また、西鶴線につきましては、今回の変更に伴いまして、一部交差点の計画を見直して、変更が出ております。

この図で赤色が追加する区域、青色が削除する区域となります。また、車線数が決められておりませんので、それぞれ車線数を決めるものであります。

イメージパースを見ていただきます。天狗橋のイメージパースでございますけれども、手前が能美市側、向こう側が白山市鶴来側でございます。上流側に新たに歩道を設置する計画です。

写真でございます。鶴来側から現在の天狗橋を望んだ写真でございます。赤色の方に少し計画が広がり、青色が少し不要になる計画であります。もう一枚写真がありまして、天狗橋から鶴来側を臨んだ写真になります。

なお、今回の都市計画変更を行った後に、県の道路事業として、これら3路線の用地買収を進めまして、平成24年には天狗橋の架け替えを行い、その後、これらの取り付け道路は平成25年を目途に完成供用を目指すということになっております。以上が、変更内容の説明でございます。

なお、この変更案につきましても、地元説明を行った上で、平成20年9月19日より10月3日まで、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

会 長： 特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第1499号「辰口都市計画公園の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議案書は29ページから31ページになります。辰口里山公園の変更であります。スクリーンでご説明いたします。

こちらの図で、茶色が加賀産業開発道路、緑色が県道寺畠小松線とその他の県道になります。辰口丘陵公園、いしかわ動物園がこちらでございます。

今回の案件は、能美市和気町地内に位置する辰口里山公園、能美市の管理、運営する公園であります。これについて、約0.5haの区域の追加を行うものです。本公園は、能美市指定の文化財「虚空蔵山城跡」、虚空蔵山という山城の跡の文化財を中心とした区域を里山の自然を活かした歴史公園として、平成4年に都市計画決定されております。その後、山部について順次整備を進め現在97%ほどが完了しております。また、近年、里山の保全・活用に対する市民意識の高まりから、能美市では里山環境の保全・再生などの活動が積極的に行われております。こうしたニーズを踏まえて、能美市の里山活動の拠点である本公園の機能をさらに向上させ、利用促進を図るた

め、公園計画の見直しを行うものであります。

こちらが変更部分の平面図です。上が当初考えていた整備のイメージでありまして、管理棟や駐車場を配置する計画でありましたが、今回、自然にふれあい、体験活動のできる「自然ふれあいゾーン」に変更し、隣接する右側の区域0.5haを公園区域として追加し、既存のコミュニティセンターや体育館等の施設の中を里山活動に活用するような形で公園の機能の充実を図るものであります。

自然ふれあいゾーンのイメージパースがありますので見ていただきたいのですが、現状は雑種地になっておりますが、ここに田んぼ、畑、池、小川を配置し、市民や児童たちがそこで耕作しながら、自然にふれあい、体験、活動のできる計画としております。

こちらが今回追加する区域でございます、奥がコミュニティセンターで手前が体育館でございます。こういった建物を屋内の活動に使うと聞いております。

こちらが、自然ふれあいゾーンとして整備する区域となります。

こちらが山の部分で、整備済み区域の写真になります。遊歩道、四阿などほぼ整備がされております。なお、辰口里山公園については、今回の都市計画変更を受けて、今後、能美市が当該区域及び未整備区域の工事を実施し、今年度の完成を目指すと聞いております。以上が、変更内容の説明です。

なお、この変更案については、地元説明を行った上、平成20年9月9日より9月24日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。  
次に、「(仮称)いしかわの都市計画検討専門委員会の設置について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： それでは、「(仮称)いしかわの都市計画検討専門委員会の設置について」ご説明致します。お手元の議案書は、33ページですが、こちらのスクリーンをご覧ください。

この案件は、都市計画審議会条例第9条の規定により、都市計画審議会の下に専門委員会を設置するものです。

平成16年に、都市計画の基本的方針として「都市計画区域マスタープラン」を策定いたしました。その後の市町村合併や状況の変化に伴い、変更する必要が生じております。また、市町村合併に伴い土地利用制度のあり方の検討も必要となる場合もあります。これら「都市計画区域マスタープラン」の変更や土地利用制度のあり方については、専門的かつ機動的に調査検討を

行う必要があることから、「（仮称）いしかわの都市計画検討専門委員会」を設置したいと考えています。

この専門委員会の運営等を定めた要領の案は、別添資料1のとおりでございますが、要領の概要について、スクリーンでご説明致します。専門委員会の所掌事務は、第2条に規定しておりますが、第1号として都市計画区域マスタープランの変更に関する事項、第2号として都市計画区域の再編等に伴う土地利用制度のあり方に関する事項、そして、第3号として、その他、広域的又は根幹的な都市計画に関する事項の3つでございます。

要領には、これら所掌事務のほか、委員の任期、4年としておりますが、その他会議の運営方法などについて規定しております。

専門委員会の委員は、別添資料2のとおり委嘱したいと考えておりますが、スクリーンで、委員をお願いしている方を紹介させていただきます。消費生活・環境分野が専門である、NPO「金沢エコライフくらぶ」代表、青海万里子様。都市計画の専門家として、当審議会の会長でもある、川上光彦教授。都市防災の専門家として、金沢大学の北浦勝教授。都市交通の専門家として、当審議会の会長代理でもある、高山純一教授。環境対策の専門家として、金沢医科大学の中川秀昭教授。農村地域環境の専門家として、石川県立大学の村島和男教授。建築・バリアフリー分野が専門で、当審議会の委員でもある、山田文代様。以上の7名であります。

次に都市計画審議会と専門委員会との関係について、ご説明いたします。専門委員会は、先ほどご説明致しました所掌事項のうち、審議会が付託した事項について調査検討を行うこととなります。そして、専門委員会は、調査検討結果やそれに伴う都市計画変更の案を審議会に報告し、審議会は、それらが妥当と判断した場合に、都市計画変更などの答申を行うこととなります。

なお、今回、専門委員会に付託したいと考えている事項は、第1号の都市計画区域マスタープランの変更に関する事項として、（仮称）かほく都市計画区域マスタープラン及び金沢都市計画区域マスタープランの変更についての調査検討、第2号の都市計画区域の再編等に伴う土地利用制度のあり方に関する事項として、能美市及び白山市の土地利用制度のあり方についての調査検討、以上でございます。

以上、「（仮称）いしかわの都市計画検討専門委員会」の設置及び運営に関する要領の案、専門委員会の委員の案、及び今回専門委員会に付託する事項の案について、ご説明致しました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特にご意見もないようですので専門委員会の設置についてご承認いただいたものとします。

設置及び運営に関する要領は、本日、平成20年10月10日から施行することとします。また、専門委員会の委員としてお願いした7名の皆様には、今後の都市計画について重要な役割を担うこととなりますので、よろしく調査検討のほどお願いします。

最後に、事務局のほうから、1件の報告事項がありますので、説明願います。

事務局： お配りしてあります資料4「都市計画決定案件 市町決定一覧表」をご説明いたします。これは、前回の第147回審議会で報告した分以降の、市町審議会で審議決定された都市計画決定案件の一覧表でございます。全部で24件ございます。記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特に意見もないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては、無事審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

事務局： 長時間にわたり、どうもありがとうございました。以上をもちまして、第148回石川県都市計画審議会を閉会いたします。どうも、委員の皆様、ありがとうございました。